

第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会後援名義の使用承認に関する事務取扱要領
(平成26年6月3日 第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会事務局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、第3回国連防災世界会議仙台開催に関連して、各種団体等が実施する行事その他の事業に対して、第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会の後援の名義使用（以下「名義後援」という。）を承認する場合の事務について、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 名義後援の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として行事等が行われる二週間前までに、名義後援承認申請書(別記様式第1号)を会長に提出しなければならない。

2 申請書には、以下に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 企画書等実施する行事等の目的・内容等がわかる資料
- (2) 申請者の名称・所在地・活動目的等申請者の概要がわかる資料
- (3) 収支予算書等、その行事の収支見込みが把握できる資料
- (4) その他会長が提出を求める資料

(承認の基準)

第3条 会長は、前条第1項の申請があった場合は、その対象となる行事が第3回国連防災世界会議仙台開催に寄与するものであって、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その行事等の名義後援を承認する。

- (1) 市民との関わりが深いものであること
 - (2) 参加者に入場料等の負担を求めるときは、その内容が妥当なものであること
 - (3) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教的団体の利害に関わるものでないこと
 - (4) 特定の国家の政策等を支持又は非難するものでないこと
 - (5) 公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていること
 - (6) 主催者に行事を適正に実施する能力があると十分に認められること
- 2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、会長は前項に規定する要件に該当しない場合であっても、名義後援を承認することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により名義後援を承認する場合に、条件を付することができる。

(決定の通知)

第4条 会長は、前条第1項及び第2項の規定に基づき名義後援の承認又は不承認を決定したときは、申請者に書面(別記様式第2号又は様式第3号)で通知する。

(報告義務)

第5条 第3条の規定により名義後援の承認を受けた申請者は、承認を受けた行事等の内容に変更を生じたとき、又はこれを中止したときは、直ちにその変更等の内容を会長に書面で届出なければならない。

2 申請者は、承認を受けた行事等の終了後に、その実施状況、成果、参加者数、収支状況等について、速やかに会長に書面にて報告しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、名義後援の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき
- (2) 承認を受けた行事等が第3条第1項に規定する承認基準に該当しなくなったとき
- (3) 第3条第3項の規定により付した条件に違反したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、申請者が後援名義の使用にふさわしくないと認められることとなったとき

(賠償責任)

第7条 名義後援の承認を受けた行事等において生じた損害及び前条の規定による名義後援の承認取消しにより生じた損害については、全て申請者が負担するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、名義後援の承認に関し必要な事項は、第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会事務局長が定める。

附 則

1 この要領は、平成26年6月3日から実施する。

附 則 (平成26年9月22日改正)

この改正は、平成26年9月22日から実施する。